

## <研究ノート>

# ドイツ・オーストリアにおける公企業研究の展開

矢 島 正 之

### 〔要 旨〕

ドイツやオーストリアにおける最近の公企業研究は、企業形態論 (Unternehmensmorphologie) の方法から出発する。G. Weisser や K. Oettle 等によって展開された経営経済学のこの新たな方向は、企業行動の目的の多様性 (Vielfältigkeit und Vielgestaltigkeit) を強調する。

企業形態論的見解では、公企業は国家および地方自治体の経済政策の手段である (Instrumentalthese)。公企業は、地域開発政策、景気政策、社会政策、競争政策、経済秩序政策および社会改良などの用具として用いられる。ただし、これらのすべての目的がすべての公企業によって追求されるわけではない。必要なことは、具体的な場合に具体的な企業もしくは企業グループに関して、その目的を精確に定めることである。

また企業形態論的立場からは、公企業の運営に関する絶対的な原則を導くことはできない。資金調達や価格形成などは、企業の「目的」または「意義」に適合した (ziel-oder sinnadäquat) 原則と技術を必要とする。同様のことは、成果評価に関しても言える。成果評価の方法と尺度は、その目的の多様性に相応してさまざまであって、個々の企業または企業グループの特別な「目的カタログ」 (“Zielkatalog”) に対応した特別の成果指標が必要とされる。

この考察では、ドイツ・オーストリア\* における公企業に関する諸見解を、ドイツの「公共企業」に関する学説を参考に検討し、公企業の目的 (Ziel) および行動 (Verhalten) に関する理解に役立つ。

- |               |                   |
|---------------|-------------------|
| 1. 用語について     | 2—3 財政学的見解        |
| 2. 公企業に関する諸見解 | 3. 公企業経営の在り方をめぐって |
| 2—1 法律学的見解    | むすび               |
| 2—2 国民経済学的見解  |                   |

## 1. 用語について

「公企業」 (“öffentliche Unternehmen”) の

定義は、ドイツ語圏においても確立されたものはないが、ここではその所有者に着目した概念を採用する。したがって、「公企業」とは、そ

\* オーストリアにおいては、戦後2度にわたる国有化措置で、原材料、重工業などの主要産業と三大銀行および電気事業が国有化された。これらは、会社形態で運営されるとともにコンツェルン化されており、その頂点には政府の信託会社である持株会社 (ÖIAG, Verbundgesellschaft) がある。

オーストリア国有化産業に関する考察は、Smekal を参照。

C. Smekal, Die verstaatlichte Industrie in der Marktwirtschaft, 1963

C. Smekal, Eine staatswirtschaftliche Analyse der Verstaatlichung, in Zeitschrift für Nationalökonomie, Bd. XXVII, Heft 1/2, 1967

また、ドイツの公企業については、拙稿「西ドイツにおける公益事業の経営形態」(電力中央研究所 経済研究所 内部資料 No. 7407 1974) を参照。

の所有者が全部または支配的な部分において国家または地方自治体などの公共機関である企業を意味し、独自の法人格をもたない公法形態の企業（純粋な Regiebetriebe, 独立的な Regiebetriebe）、独自の法人格を有する公法形態の企業、および私法形態の企業を含む。また「国有企業」（“staatliche Unternehmen”）とは、国家が全部または支配的な部分において所有する企業である。これと関連して、「国有化企業」（“verstaatlichte Unternehmen”）という言葉がよく用いられるが、これは国有化措置によって「国有企業」となった企業を意味する。

なお、「公共企業」（“gemeinwirtschaftliche Unternehmen”）という言葉をさきに用いたが、これは、「制度的に定められた意義」（“institutionell festgelegter Sinn”）にしたがって、法律によって強制されるか他の理由によって、「公共の利益」（“öffentliches Interesse”）に奉仕する企業である（Weisser）。「公共企業」には、「公企業」と「自由意志で公共の利益に奉仕する企業」（“freigemeinwirtschaftliche Unternehmen”）が含まれ、「公共的に拘束された企業」（“öffentlich gebundene Unternehmen”）は通常含まれない。「公共企業」は「公企業」の上位概念として把握する。

## 2. 公企業に関する諸見解

### 2-1 法律学的見解

国家の経済活動は政治・法律的制度によって制約される。それゆえ、公企業の経済的問題を考察するまえに、まずその法律的批判から検討することにしよう<sup>1)</sup>。

民主主義国家においては、国家の行政権は権力分立により政治的にコントロールされる。しかし国家が私法の衣をまとった公企業として登

場するときは、憲法による統制を免れ、「私人」として行動することになる。また、私法形態の企業は会社法によって統制されるが、国家は定款や特別規定<sup>2)</sup>により、「経営外的」な目的を導入することができる<sup>3)4)</sup>。法律学的な批判とし

1) 公企業に対する批判または擁護は、その「制度的意義」に対する認識が根底にある。ある経済学者は、その「公共性」を評価するのに、他の経済学者は、公企業と私企業の「目的」ないし「意義」に大きな相違を認めない。また、この「意義」に対する認識は、国家観にも依存している。

Friedmann の言うように、国家に関する考え方の両極端は、Hegel と Marx によって代表される。Hegel によれば、国家は個人の自由を具体化したものである。また、Marx によれば、国家は被搾取階級の抑圧のための装置にすぎない。この両極端の間にさまざまな国家観があり、それらは、国家を多くの個人またはグループの有機的結合としてか、または相争うさまざまな利害グループ間の単なるバランス式として把握するか、いずれかの国家観に近づく傾向がある。

(W. Friedmann, *The State and the Rule of Law in a Mixed Economy*, 1971: 寺戸恭平訳、「現代経済と国家の役割」, pp. 17~20)

これら国家観の相違によって、公企業を「公共の利益」を代表する国家企業として理解するか、または、そこにこの政府機能を遂行する人間の人格をみてとるか、さらには「国家独占資本主義」における資本家の利潤獲得のための手段 (Marx 経済学者 Günter Kalex など) として把握するなど、公企業の「意義」に対する認識が異なる。

2) たとえば、オーストリア国有化電力産業では、連合会社 (Verbundgesellschaft) の監査役の 1/3 は Bund (Bund) から派遣される。また、連合会社の取締役の任命と定款は連邦政府の認可を必要とする (W. Kastner, *Rechtsfragen der Verstaatlichung in Österreich*, in *Juristische Blätter*, Heft 1/2, 90. Jahrgang, 1968, S. 3)。

連合会社とは、持株会社として、電力需給のバランスをはかり、国民経済的にまた、全電力経済の利益を促進する政府の信託会社である (F. Nekula, *Die Gemeinwirtschaft in Österreich*, 1973, S. 14)。

3) ただし、どの程度「経営外的目的」、言い換えれば国家の企業に対する影響力が貫徹されるかは、個々の所有者に依存しており、具体的な場合について説明されなくてはならない (T. Thiemeyer, *Wirtschaftslehre öffentlicher Betriebe*, 1975, S. 38)。

たとえば、オーストリアにおける国家の公企業に対する影響力行使は西ドイツと比べて大きいことが指摘される。

4) 経済学的議論においても、企業の「固有の利益」 (“Eigeninteresse”) という概念を用いて、「経営外的」目的の導入に対する強い反対がある。多くの経済学者によれば、株式会社においては、出資者と経営者との利益の対立から、「自然な」緊張関係が生まれると言う。経営機関は広い視野に立った専門的な運営を行うために、ある種の自律性を必要とするが、これは、出資者としての利益を企業に委ねている所有者の利益とは一致すると

ては、このようにして国家は民主的なコントロールを免れて活動する余地を自ら作り出すことができ、このことは個人の自由権の侵害につながるといえる点である。この法律的批判は、国家権力への不信とそれを行使する人間への疑念に基づいている。

Smekal は、政治的な民主主義が確立していないところでは、経済における民主主義は困難であり、政府による影響力行使は公企業を「政治化」する危険があると言う<sup>5)</sup>。

## 2-2 国民経済学的見解

国家の企業活動に対する国民経済学的批判としては、「公共性」をめぐる厚生経済学的見解を検討する。公企業は、その活動が意味あるためには、「公共的」な利益のためにその課題を遂行する<sup>6)</sup>。この場合、この「公共の利益」の定式化が問題となる。伝統的な国民経済学では、公益の概念は主観的な価値判断を前提とすることになるから、その内容は各個人によって異なる。したがって、公益の内容規定に関し統一的な見解をうることは不可能である<sup>7)</sup>。また、選挙によって社会的な価値システムを得ようとしても、個々の価値システムと矛盾のない社会的な価値システムは存在しない<sup>8)</sup>。

国民経済学者によるこのような議論は、個々の私的利益を出発点として、これをなんらかの「民主的」なルールによりインテグレートすることによって、社会的厚生に到達しようとする、いわば「合理主義的」(Glendon Schubert) なアプローチで公益概念を把握する<sup>9)</sup>。ここで

は限らないからである。出資者と経営者との力関係は、少数の株主に多くの株が集中するほど、所有者による企業に対する影響力が強くなり、経営者の自由裁量の余地が小さくなる。また、定款や特別規定などで所有者の地位を強化しうる。Smekal は、総会における「民主的」な意思決定のためには、多くの株主に株が分散するほど望ましく、特別規定などによる所有者からの影響を制限すべきであると考え。 (S. Smekal, Die verstaatlichte

Industrie... a. a. O., S. 36~38)。

また Nussbaumer も、国家によるこのような直接・間接の影響力行使によって、公企業の「合理的」な経営が困難になると主張する。

(A. Nussbaumer, Wettbewerb und öffentliche Unternehmungen, 1963, S. 93~101)

しかし、公企業とは定款などで定められた「制度的意義」にしたがって、公共の利益に奉仕する企業である (Weisser) ならば、「純粋に」「政治的」な影響を「経営外的」目的として排除することは不可能である。また、「制度的に固定した意義」(“institutionell festgelegter Sinn”, Weisser) と「主観的に考えられた意義」(“subjektiv gemeinter Sinn”) とは、現実には、つねにある種の乖離が存在する。弾力的な経営のためには、企業の目的を細部におわたって制度的に固定することは適当ではない。具体的な場合における具体的な目的設定は、経営過程においてはじめて可能となる。そして、その際経営専門的な考慮が必要であり、所有者からの「過大な要求」(“Überforderung”) に対しては、財政的な制約条件などを斟酌しなくてはならない。

したがって、純粋な「自律性」(“Autonomie”) と純粋な「他律性」(“Heteronomie”) は極端な場合であって、実際は、行政的経済秩序のみならず市場経済秩序においても、両者の間のある点に存在する。市場経済的システムにおける企業では「自律性の原則」が優位にあることは言うまでもない。公企業において「他律性」が支配的であることは、その競争における地位を不利にするという点もよく指摘されるが、後に述べるように、公企業の政策手段としての有効性は、所与の時間的、空間的条件を捨象しては論じられない。

経営学的問題として最近よくとりあげられるのは、組織の実際の行動がアプリアリに公式にまた、文書で定められた目的から「変形」(“Transformation”) し、私企業のそれに「収斂」(“Konvergenz”) していく場合である。この「収斂現象」(“Konvergenzphänomene”) は、エネルギー供給産業のように自己金融を絶えず必要とする分野で特に観察されるが、その法則性については議論の多いところである。

5) Smekal は、オーストリアの国有化産業においては、低価格政策、雇用政策、資金調達上の制約など政府による干渉主義または管理主義が、国有化産業の自由市場経済秩序への適応を困難にしたと主張する。

(C. Smekal, Die verstaatlichte Industrie..., a. a. O., S. 5, 6)

6) Vgl. G. Weisser, Die Lehre von den gemeinwirtschaftlichen Unternehmen, in Archiv für öffentliche und freigemeinwirtschaftliche Unternehmen, Band 1, Heft 1, 1954, S. 9

7) たとえば G. Rittig

(T. Thiemeyer, öffentliches Interesse, in Archiv für öffentliche und freigemeinwirtschaftliche Unternehmen, 1961, S. 305)

8) Siehe dazu K. J. Arrow, Social Choice and Individual Values, 1951

9) 公益概念を把握する方法は、大きく言って2通りある。その一つは、「理想主義的」(または「アプリアリの」)方法と呼ばれるもので、個々の実際の利益とは独立した社会行動の絶対的な基準が存在するものと考えられる。もう一つの方法は、「合理主義的」(または「経験主義的」)方法と呼ばれるもので、個人の具体的な利益から出発する。この方法は、「民主主義的」であると考え

は、個々の利益とは独立の全体利益（「アプリアリ」的、「理想主義的」な公益概念）は、「温情主義的」なものとして拒否される。

「理想主義的」公益概念は、Hegel や Schelling の国家哲学 (staatsphilosophie) の形で 19 世紀のドイツに多大の影響を及ぼしたが、現在では広く受け入れられてはいない。「理想主義的」公益概念の証明可能性もしくは妥当性は、哲学的に疑問であるばかりでなく、政治的にも問題が多いからである。（国民の「真実」の利益を無視した全体利益は、民主主義の原則に反することは言うまでもないだろう）。しかし、公益は「合理主義的」方法では説明できない「アプリアリ」的な要素をもっている。たとえば、Ritschl は、国家権力という現象は「アプリアリ」的公益概念によってはじめて説明できると言う。

国家の経済政策的行動の多くは、そのたびごとに個々の「実際の」利益にまで遡り、「民主的」なルールによって決定するような性質のものではなく、個々の利益を超えた公益代表としての国家が、いわゆる「よく理解された利益」（“wohlverstandene Interessen”, Gerhard Weisser）にもとづいて積極的に行動すべく義務づけられているものである。このような「パタナリズム」は、選挙技術上の困難さによると言うよりも、およそ政治家の立場であり、政治的決定の基盤である。公益を「純粋に」「合理主義的」に決定することは不可能であると同時に、政治的決定は不可避となる。

Weisser や Thiemeyer の「批判主義的」方法では、何が公益であるかは、つねに政治的決定の結果として表明されるのであって、公益に関する発言は、科学的証明可能性という意味での普遍妥当性を必要とするものではない。逆

に、公益は多種多様な、ときとして相反する内容をもつことを認めなくてはならない。したがって、絶対的な公益概念というものは存在しない。「批判主義的」方法では、公益を普遍的に規定することは不可能であるが、所与の歴史性のもとで、具体的な企業について決定することは可能である。この手がかりを与えるのが、ドイツ語圏において、1860 年ごろから Albert Schäffle, Adolf Wagner, Emil Sax によって展開された“Lückenbüßertheorie”である。

この理論<sup>10)</sup>は、国益上必要不可欠であるが、私

---

られ、現在圧倒的支持を受けているが、哲学的な邪道であるとする批判もある (H. Ritschl)。ドイツ語圏においては、前者は、H. Ritschl によって、後者は、G. Rittig によって代表される。また第一の方法はプラトン、第二の方法はアリストテレスにまで遡る。アリストテレスは、すべての個々の利益を集めることによって公益を説明しようとしたが、どうしても解明できない「残余」(“Rest”)が残ったと言う。そして、中世以来、とくにスコラ哲学、自然法思想、啓蒙思想において、幾度かこの「残余」を解決しようとする試み、すなわち「理想主義的」公益概念と合理主義的公益概念の橋渡しがなされている。公益の概念規定にあたって、この2つの方法とも満足しうる結果をもたらさなかった。アプリアリ的な公益概念は必然的に「真実の利益」の恣意的解釈に導き、合理主義的モデルは個別の利益の内容に関しても、全体利益の内容についても精確な表現をしていないからである。両方とも、公益概念は、つねにそれを具体化する人間とそのイデオロギーまたは世界観と不可分である点を見逃している。

(Vgl. A. von Loesch, Die gemeinwirtschaftliche Unternehmung, 1977, S. 203 ff.)

- 10) この理論は、公企業を市場経済における「異物」(“Fremdkörper”)と見なす「自由主義的異物理論」(“die liberale Fremdkörpertheorie”)や、資本主義システムにおける将来の社会主義的経済秩序の「島」(“Inseln”)と把握する「社会主義的異物理論」(“die sozialistische Fremdkörpertheorie”)などの“Fremdkörpertheorie”に対して、公企業(公共経済的システム)を、私経済的・市場経済的分野の必要不可欠の補完的システムとして捉える。“Lückenbüßer-Theorie”は、現在ドイツにおいては経済秩序に関する支配的な考え方として、ブント、ラントおよび地方自治体の財政法(たとえば、ブントとラントが私企業に参加しうる条件を定めた Bundeshaushaltsordnung: BHO 65 条など)に「制度化」されている。

Friedmann も、今世紀初頭自由放任主義への信仰が崩壊し、公益を代表する公企業を通じての国家の介入が国民経済的秩序維持のために必要不可欠とみなされて以来、公企業は、もはや現代民主主義国家における「普遍的な現象」であり (W. Friedmann, 寺戸訳, op. cit., pp. 15, 27), また、「高度に発達した経済は、公企業な

企業では行うことのできない分野があるという認識にもとづいている。

公益概念の具体化が実際的になされるべきならば、Weisser の提唱するように、仮説的に（研究者の規範に拘束されるが）公企業の可能な目的のカタログ (zielekatalog) を設定する以外には方法がないであろう。

公企業の目的設定に関しては、漠然的に規定された「公共の利益」では不十分であって、そのオペレーショナルな規定が必要となる。それ故、具体的な場合に具体的な企業もしくは企業グループに関してその目的を精確に定められなくてはならないだろう<sup>11)</sup>。

### 2-3 財政学的見解

最近におけるドイツの財政学からは、公企業の政策手段としての有効性、その価格形成の方法などに関し批判的な見解が述べられる。以下、公企業の組織形態、公企業活動の論拠、価格形成、欠損の補填に関するその見解を紹介する<sup>12)</sup>。

ドイツの公企業論において、公企業の組織形態は、国家からの組織的、法律的、経済的独立性によって分類される。純粋なレギー・ベトリープ、独立的なレギー・ベトリープ、独自の法人格をもたない自律的経営体、公法形態の公企業、私法形態の公企業、混合企業の区分は、財政学的考察といくつかの点で関連がある。たとえば、すべての収支がもれなく予算機構にふくまなければならないとする古典的な予算原則 (Budgetgrundsatz) である完全性の原則 (das Prinzip der Vollständigkeit) は、公行政と資産的、法的に一体をなす純粋なレギー・ベトリープ (または、Brutto-Betriebe) のみに適用される。実際には、この原則の数多くの例外があり、独立的なレギー・ベトリープ (または、Netto-Betriebe) では、収支差の純額のみを予

算に計上すればよい。完全性の原則は、すべての国家活動の正確な把握は、収入と支出とが純額ではなく総額で計上されることによってのみ可能になるとの考えのもとに生れた。しかし、絶えず変化する市場関係に弾力的に適応していくためには、上に述べた独立性はむしろ望ましい。これにより、議会による成果のコントロールが困難になるという主張は必ずしも適切ではない<sup>13)</sup>。

しではすまずことはできない」と主張している (ibid., p. 150)。

現代の混合経済においては、国家の役割が不可避に量的にも質的にも増大するなかで、公企業の「制度的意義」はもはや否定することはできないであろう。

- 11) 公益概念は、論理的には Leerformel, すなわち内容のない概念であって、これを一義的に定義することはできない。「公益を無時間的に、価値中立的にそして常に有効に定義しようとするすべての試みは失敗せざるを得なかった。」

(A. von Loesch, Die gemeinwirtschaftliche..., a. a. O., S. 202 ff.)

- 12) Im folgenden beziehen wir uns auf W. Wittmann, Der Beitrag der Finanzwissenschaft zum Verständnis öffentlicher Unternehmen, in Zeitschrift für öffentliche und gemeinwirtschaftliche Unternehmen, Bd. 1, Heft 2, 1978, S. 50 ff.

- 13) ebenda, S. 52

Smekal は、予算原則が国家の企業活動にまで適用されるわけではないとしながらも、予算原則に照らしたその問題点をつぎのように指摘する。

- ① ノン・アフェクション原則 (Non-Affektationsprinzip)

この原則によれば、国家のすべての収入はまず国庫に納められ、そこから目的に応じて支出される。これは、特定の収入が特定の支出に結びつくことを禁じたものである。国有企業は、低価格や社会給付などの形で消費者等にさまざまな補助を与えるが、これは国有企業の余剰が国庫を通さずにある目的のために使用されることを意味するから、ノン・アフェクション原則に反している。

- ② 単一原則 (Einheitsprinzip)

その結果、コントロールされない予算が生じ、これは統一的予算を定めた単一原則に背馳する。

- ③ 明瞭性および正確性の原則 (das Prinzip der Budgetklarheit und -genauigkeit)

また、国有企業における利潤の放棄は、含み準備金、高い償却率、国家による補助金、債務減却、欠損の引当などを招き、これらは明瞭性および正確性の原則に違反することになる。

- ④ 公開性の原則 (Öffentlichkeitsgrundsatz)

最後に、国家におけるコントロールされない領域の拡大は当然のことながら公開性の原則に抵触することになる。

(C. Smekal, Eine staatswirtschaftliche Analyse..., a. a. O., S. 116 ff.)

公企業の組織形態に関しては、官僚制理論により純粋なレギー・ベトリープは官僚的に管理されるものの、他の公企業にあっては行政権力による持続的な影響力行使は資源配分政策上望ましくないとして（公企業に課せられた課題以外は）、法的に、組織的に、またとくに財政的な独立性が必要であるとする考え方が浸透しつつある。またそのさい、費用をカバーする価格が設定されるべきであり、全体利益のために給付する程度に応じて、補助金（Subvention）によって「補償」（“Abgeltung”）されなくてはならないと主張される。また、最近においては公企業の分類は、「公共財の理論」における「純粋公共財」、「メリット財」および「私的財」の概念を用いている。これらの財のうち、市場価格や手数料などではなく税金による資金調達が必要なのは「純粋公共財」だけであるとされる。

つぎに、国家の収益活動（erwerbswirtschaftliche Staatstätigkeit）の根拠としては、数多くものがあげられる。その主なるものとしては、まず軍需品製造があげられる。しかし、Wittmann は、国家による規制によって、私企業によるこれら財の生産にともなうリスクは防ぎうると考える<sup>14)</sup>。また、公企業は私企業による市場権力の乱用を阻止する目的で設立される。Wittmann によれば、この目的は競争促進的な立法措置によってこそ合目的的に達成されるのであって、公企業はしばしば自ら競争制限的な行動に出ると批判する<sup>15)</sup>。また、タバコ、アルコール、塩などの財政独占（Finanzmonopol）に関しては、国家は公共の利益を満足すべく私企業を規制することができるし、独占の目的が国庫への収益の納付である場合には、特別な消費税によってこれを賄うことができると

考える。

公企業はまた、破滅的競争とその結果生じる私的独占を防ぐためにも設立されるが、資源の浪費は私企業よりも国家にこそ妥当すると批判される。国家の企業活動の理由として景気調整があげられることがあるが、景気後退時には財政も逼迫するし、また需要が減退しているときには、公企業においても追加投資は削減されざるをえない<sup>16)</sup>。公企業設立の主要な動機の一つとして述べられるのは、私企業のイニシアティブの欠如である。しかし、財政学的見解では、国有企業は他の経済政策手段（補助金とか税法上の措置など）では効を奏さないときのみ適切な手段である。また、経済危機や戦争において「私的財」（食糧、原料、エネルギー源）の供給を確実にするために公企業が用いられることがあるが、これらの生産は公企業を用いることなく、規制や（一時的な）補助金によって達成できるとされる。

このように財政学的見解では、上に述べたような諸点は国家の収益活動の根拠として薄弱であり、一般的には規制によって公共の利益は十分確保しうると考える。

公企業の価格形成については、厚生経済学において理論的に演繹される限界費用価格付けに対しては、現実の前提条件に照らして適用可能性という点で批判的である。まず、限界費用価

14) W. Wittmann, Der Beitrag..., a. a. O., S. 53

15) ebenda, S. 53

16) 公企業の投資行動の分析については、以下の論文を参考のこと。

H. Bölsenkötter, Beeinflussung der Investitionspolitik öffentlicher Unternehmen, in Zeitschrift für öffentliche und gemeinwirtschaftliche Unternehmen, Bd. 1, Heft 2, 1978, S. 61 ff.

G. Püttner, Das Investitionsverhalten öffentlicher Unternehmen angesichts der staatlichen konjunkturpolitik, in Zeitschrift für öffentliche und gemeinwirtschaftliche Unternehmen, Bd. 1, Heft 2, 1978, S. 67 ff.

格形成は、完全競争は存在しない点を見逃している。また、何を限界費用として理解するにも問題がある。社会的限界費用を考慮する場合、外部費用の計測・評価にともなう困難がある。さらに、資源配分政策上限界費用価格付けは、公企業以外についても行われる必要がある。しかし、寡占的競争においては限界費用による価格形成は行われず、また私企業は長期的には（限界費用価格形成によって生ずるかもしれない）欠損に耐えることはできない。しばしば、限界費用は設備利用度を改善する機能をもつと主張される。しかし、経験的には平均費用は必ずしも下降傾向を示さないし、また平均費用曲線よりも限界費用曲線が低いところに需要曲線が通るとは限らない。

限界費用価格が、費用を回収できない場合には、累積赤字を国家に引き受けさせこれを帳消しにすること、また欠損を国庫による補助金を通じて補填すること、さらに二部料金制度などが考えられる。この二部料金制度は、小口需要家が高い平均費用を支払わせられるという所得分配政策上の批判がある。財政学的見解によれば、限界費用価格形成は自己経済性の原則と矛盾しない範囲でのみ許容しうる。とくに強調されるのは、経営体の欠損は、実際には限界費用価格付けによって生じているわけではないという点である。

最近の財政学では、欠損を補填する税金の厚生経済的効果がしばしば論じられる。すなわち、この種の税金によって生ずる厚生の損失と限界費用価格付けによって得られるその増分とどちらが大きいかという問題である。この点に関して決定的なことは、欠損はイタリアやイギリスなどにおけるように経済効率を妨げることであると主張される。また、補助金を通じての

国家財政への依存は、自動的に公企業のイニシアティブと弾力性を制限し、官僚化を促進するとも指摘される。Wittmannは、公的セクターにおいては、私企業を誘導するマーケットのような刺激、コントロール、制裁のメカニズムが欠如しているから非効率性が内在していると言う<sup>17)</sup>。

また、補助金の効果についても批判的である。補助金は、資源配分上最適な額が支払われ

17) W. Wittmann, Der Beitrag..., a. a. O., S. 57

これに関連し、Smekalは、「租税国家」(“Steuerstaat”)と「企業国家」(“Unternehmerstaat”)という概念を用いて、つぎのように分析する。

民主主義においては、国家の行政権は権力分立によってコントロールされているが、国家が企業家として登場するときは、事実上の国家権力を失うことなく、このような統制から免れることができる。「真の」私企業は、2重の意味でコントロールされている。まず、その給付能力は市場によって評価され、また市場権力は競争によって、必要な場合には国家によって是正される。しかし、「企業国家」は「失敗」に際しては「租税国家」によって助けられるから、国家にとって市場は第2義的な意味しかない。また、市場権力の是正も国家は自分自身で行わなくてはならないことになる。Smekalによれば、国家のコントロールから免れ、収益性への考慮が付随的でないことは、官庁の行動原理と経営経済的行動原理との混同をまねき、その結果は、生産性の減少、市場経済からの欠落、最後には、もっとも由々しい問題である補助金による一般公共の負担の増大につながる危険がある。

「租税国家」によって支援された「企業国家」は私企業と比べて広範囲な行動の自由度をもっている。国有企業が利潤を放棄されるほど、税金は免除される。このとき、公企業から私企業への租税転嫁が行われ、また国有企業はその時々々の財政状況へ依存するようになる。Smekalによれば、国家は税金で間に合わせることでできる限り、政策的課題の遂行のために、国有企業に利潤を放棄させる。しかし、税収が伸びず財政が窮すると、財政的観点から前面に出、不況で価格が下落している時は、しばしば料金値上げが最後の切り札となる。国家は、利潤を放棄させながらも国庫から補助金をなかなか出したがらない。この中央財政への依存は国有化の分野が大きいほど強くなる。国有企業が低価格政策などで消費者等に与える補助は、結局予算によって引き受けられるようになる。そして、最後には一体誰が誰に（企業が納税者に対してか、納税者が企業に対してか）、補助を与えているのか判断できなくなってしまう。低価格政策によって増大する需要に対し、政府は適切な合理化または拡張投資によって応ずることをしない。この結果は、増大する予算の負担であり、これに国庫が耐えられなくなったときには、商業化、合理化、救済が叫ばれるようになる。しかし、この救済措置は、市場が警報を発する時と比べてあまりにも困難で費用がかかりすぎると主張する。

(C. Smekal, Eine staatswirtschaftliche Analyse..., a. a. O., S. 118 ff.)

るのではなくて、実際には単に欠損があるから補填されるにすぎないとされる。考慮されなくてはならないのは、補助金供与の技術（たとえば、課題充足の程度に応じて支払うなど）とリズムと期間である。

補助金による欠損補填の論拠として、実際により頻繁にあげられるのは、資源配分よりも所得分配の改善という点である。このさい、現実的な租税転嫁の仮定のもとで、補助金補填の目的のために徴集される税金の所得分配に及ぼす影響が研究されなくてはならない。Wittmannによれば、ドイツにおいては、税金によって調達される欠損補填のための補助金は、所得分配を本質的に変えることはないと言う<sup>18)</sup>。

財政学的見解では所得分配政策は、所得の移転によってもっとも簡単にかつ効果的に実現され、その財源は累進的所得税によってもっとも合目的に確保できるとされる。

このように、財政学的見解では、公企業の範囲は「純粋公共財」（国防など）に限定されることになる。公共財の理論では、「純粋公共財」の分類基準としては、「排除不能性」と「非競争性」の2つの属性があげられる。しかし、Thiemeyerによれば、どの財の生産が国家の手に委ねられるかは、需要や財の性質、生産および分配過程の特性が重要な要因ではあるが、結局は政治的決定の問題である<sup>19)</sup>。また、財を生産する公的なそして私的なセクターの間には、「純粋に客観的」な境界は存在しない<sup>20)</sup>。公企業の「意義」（“sinn”）が「とき」と「ところ」によって異なるように、その必要性和有効性も制度的・歴史的な条件を捨象して論ずることには限界がある。混合経済体制は、もはや多くの先進資本主義諸国における事実として把握されなくてはならない。自由市場経済を前提

とするこれらの国々においてすでに制度となった公企業の広範な活動を、公共財の理論だけでは説明できない。また、価格政策や資金調達など公企業の運営に関しても最適という意味での絶対的な原則は存在しない。公企業においては、「目的」または「意義」に適合した（ziel- oder sinnadäquat）原則が必要とされる。最後に強調されなくてはならないのは、公企業は一つの政策手段であってその機能を過大評価すべきではないということである。この機能の改善に関しては、欠損のコントロール<sup>21)</sup>などの運営技術と成果評価方法などについて、まだ多くの努力が必要であることも付け加えておく。

### 3. 公企業経営の在り方をめぐって

公企業が、国家および地方自治体の経済政策の手段であることに關しては、多くの経済学者、また最近では公法学者（たとえば K. Wenger）の間に意見の一致がある<sup>22)</sup>（“Instrumentalthese”）。“Instrumentalthese”は、ドイツの公共企業論の中心的な仮説であり、まず G. Weisser によって、その企業形態論的方法で詳細に展開されたのち、多くの経済学者によってもとりあげられるようになった。このテーゼによれば、公企業の目的は外部から、すなわち所有者によってあらかじめ与えられているのであって、それは公共的な性格を有するものである。したが

18) W. Wittmann, Der Beitrag..., a. a. O., S. 59

19) T. Thiemeyer, Gemeinwirtschaft in Lehre und Forschung, 1974, S. 24

20) ebenda, S. 24

21) 補助金供与の一つの方法としては、補助金の（多くは最少）額が公企業の設立時にまたは各事業年度の前に、疑問の余地がないように示され、査定され定められることである。

Vgl. A. von Loesch, Die gemeinwirtschaftliche..., a. a. O., S. 113

A. Van der Bellen, Öffentliche Unternehmen zwischen Markt und Staat, 1977, S. 113

22) T. Thiemeyer, Wirtschaftslehre..., a. a. O., S. 28



って、公企業が「非効率」であるとして、その私有化を行うならば、この政策目的を他のどのような手段で達成すべきかという、また別の問題が生じる。そこで、この場合にはしばしば、公企業における政策的目的の遂行と「合理的」な経営をいかに両立させるかということが問題とされる。Smekal は、公企業の「経済合理性」を営利的な企業運営によって確保しようと試みる<sup>23)</sup>。したがって、「目的の具体化」(“Zielkonkretisierung”)をしたのち、「経営外負担」(“betriebsfremde Anflagen”)を予算に計上することによって「負担の除去」(“Lastenabdeckung”)を行い、「自己経済性」(“Eigenwirtschaftlichkeit”), 「自己責任性」(“Eigenverantwortlichkeit”), 「資金調達自律性」(“Autonomie der Finanzierung”), 「競争の中立性」(“Wettbewerbsneutralität”), 「公開性」(“Öffentlichkeit”)の原則を遵守することが、公企業の2つの機能(公共性と企業性)を調和するために必要であるとする。この提案は、一つの方法として考慮されなくてはならないが、企業形態論的見解では、単一の普遍的な原則の適用は政策手段としての公企業の「目的」の多様性から不可能である。ここでは、ドイツの公共企業に関する学説を参考にしながら、これらの原則を検討し、公企業経営の在り方をめぐる諸問題を考察しよう。

これまでにしてしばしば述べたが、国家は定款や特別規定などを通じて公企業に対しその影響力を行使する。これは、公企業がある国家的課題を担っていることを考えれば当然のことであるが、「政治的利益」(Smekal)がしばしばもちこまれ、企業の合理的な運営を阻害する。それ故、Smekalの言うように、まず公企業の目的を十分具体的に定めなくてはならず、またその

達成のための手段として公企業を用いることが有効かどうかを明らかにする必要がある<sup>24)</sup>(目的の具体化)。

Smekalによれば、その際この課題を遂行するとき、自らの力でどこまで給付できるか数量的に示されなくてはならない。そして、「経済外的負担」が企業の余剰によってカバーされなるときは、予算に計上されるべきである(負担の除去)。その結果、企業はもっぱら「経営経済的」観点から企業の運営を行い、投入資本に対しては適切な利子を生み出す努力をしなくてはならないとする<sup>25)</sup>(自己経済性)。

23) C. Smekal, Eine staatswirtschaftliche Analyse..., a. a. O., S. 121~125

24) また、公開性の原則は、公企業の民主的コントロールの基礎をなすものであって、企業秘密に属するもの以外は正しく可能な限り公開されなくてはならない(公開性の原則)。

25) Smekalによれば、この場合、競争の中立性が確保されなくてはならない。すなわち、公企業に対するさまざまな優遇措置は可能な限り排除すべきであるとされる(競争の中立性)。しかし、公企業と私企業とは、どのような場合に競争すべきかという問題が残る。

また、競争が「収斂現象」(“Konvergenzphänomene”)に拍車をかける「危険」も指摘される。

一般に、特定の目的に強く従属し、特別な課題をもつ公共企業は、競争から保護され、一般的な公共目的の遂行を目的とし、特定の課題をもたない公共企業は競争のメリットを活用する必要がある。競争における公共企業は利潤を獲得しなくてはならない。この場合、公共企業と営利事業的私企業の相違は、その利潤の使用方法にあると言える。公共企業にあっては、利潤は長期的には公共目的のために用いられる。ただし、独占的地位にある公企業は、その利潤獲得が無制限であってはならず、政府による規制が必要とされる。

完全な競争状態にある公企業は、ドイツでは産業分野における公企業(industrielle Bundesunternehmen)がこれにあたる(SALZGITTER AG, VIAG, SAARBERGWERKE AG, IVG, VEBA, VW)。ドイツの産業的公企業(多くは混合企業)の経営のあり方については、政府と経営者の間に意見の一致がある。すなわち、企業はもっぱら私的経済活動を行い、政策の遂行は利潤の範囲内で行おうとするものである。そのさい、利潤でこれをカバーできないときには、国家による補助が必要とされる。

Vgl. B. Janson, 8. Kongress der CEEP in Madrid, in Zeitschrift für öffentliche und gemeinwirtschaftliche Unternehmen, Bd. 1, Heft 2, 1978, S. 81 ff.

E., Pieper, Führungserfahrung in Bundesministerien und in einem Industrieunternehmen des Bund-

しかしながら、公企業の目的は、つねに数量的に把握可能なものだけに限らない。多くの場合には、質的に表現されなくてはならないだろう。つぎに、「負担の除去」による「自己経済性」の確保は、「公共経済的自己経済性」(“gemeinwirtschaftliche Eigenwirtschaftlichkeit”)とよばれている。これは、「経営外的負担」によって生じた「不当」なコストは、公共目的の委託者によって補償されるべきであるという、いわゆる「補償理論」(“Abgeltungstheorem”)にもとづいている。「補償」は、イギリス国有化産業などでは導入されているが、ドイツでもこれを考慮した立法が行われている。しかし、この理論に対する批判もある。すなわち、「負担」がしばしば恣意的な、部分的にしか数量化または評価できない大きさであって、またコストへの帰属が困難であること、また、公企業の経営者がとくに要求する「補償」と「補助」の区別も、「負担」の把握が不正確であるのと同じように曖昧でしかないとの批判がある。そして、「補助」を「補償」とよぶことは、経営者のプレステージを保つ上で、また資本調達上経営戦略的な価値はあっても、国庫からの資金調達が必要であると判断される場合には、それに相応した支払いがなされる点については、「補償」も「補助」も同じである。

「自己経済性」については、Schnettlerも「経済外目的」の遂行のためには利潤を放棄すべきではないと主張する<sup>26)</sup>。公企業は利潤を追求すべきではないという考え方(Gewinnverzichtsregel)は、公共経済の分野では広く流布しているが(H. Ritschl)、とくにエネルギー供給事業などの成長する経済においては、新規投資のための資金調達が必要であり、出資金融や他人金融が困難である場合には(国有企業においては

実際に困難である)、内部留保によるべきであり、利潤が追求されなくてはならないであろう<sup>27)</sup>。また、Thiemeyerの指摘の通り<sup>28)</sup>、オーストリア国有化産業やドイツの自治体の公企業においては、「内部補助」(“interne Subventionierung”), すなわちある部分市場で獲得した利潤を他の部分市場での欠損の補填に当てる資金調達方法によって、市場全体での「自己経済性」を達成しようとしている。しかし、「自己経済性」は「合理的経営」の一つの方法であっても、絶対的なものではない。すなわち、公企業の「価格政策」は、その「目的」に対応して弾力的でなくてはならず、企業の具体的な目的によっては欠損的な企業運営も「合理的」となりうる<sup>29)</sup>とされる。

企業の組織が、その「成果」に対して完全に責任を負わなくてはならないことには異論はないであろう<sup>30)</sup>(自己責任性)。しかし、この「成

---

es, in Zeitschrift für öffentliche und gemeinwirtschaftliche Unternehmen, Bd. 1, Heft 2, 1978, S. 42

26) A. Schnettler, Betriebe, Öffentliche Haushalte und Staat, 1964, S. 37, zitiert in C. Smekal, Eine staatswirtschaftliche Analyse..., a. a. O., S. 119

27) G. Weisser, Logische Vorfagen von Theorie und Politik der gemeinwirtschaftlichen Unternehmen, Heft 1, 45. Jg., 1976, S. 23

28) T. Thiemeyer, Wirtschaftslehre..., a. a. O., S. 118

29) ただし、公共企業体の論者(Robson, Friedmann)や Van der Bellenが指摘するように、大きな欠損は従業員と経営者の士気を喪失させる虞れがある。また公衆は、公企業の成果を利潤で判断しており、欠損は公企業はつねに非効率との見解を抱かせることになる。したがって、公企業経営者の奉仕の観念(Dienstgedanken)への訴え(Appell)と、公衆の公企業の成果に関する正しい理解を得る努力が必要となる。しかし、もっとも必要なことは成果評価方法の確立であろう。

(A. Van der Bellen, öffentliche Unternehmen..., a. a. O., S. 119 ff.)

30) ところで、公企業の経営においては利潤原則よりも給付原則が前面に出る。しかし、K. Haxも指摘するように、企業にとって重要な目標の極値を求めて努力しなくてはならないことにおいては変りがない。

(K. Hax, Die öffentliche Unternehmung in der Marktwirtschaft, in Finanzarchiv, NF. Bd. 27, 1968, S. 40, 43)

果」評価の問題が残る。

Smekal は、企業の「成果計算」が明確になるような組織形態が必要であり、「これまでの経験によれば、株式会社の組織形態が最も適している<sup>31)</sup>」とする。公企業の「成果評価<sup>32)</sup>」の方法としては、営利会計に社会的費用および社会的便益を考慮する方法、コストベネフィット法、費用—効果分析、PPBS の援用などが考えられるが、それぞれ数量化および因果関係の把握など困難な問題をとまらう。少なくとも、営利会計が成果評価として最適であると主張することは難しい。公企業においては、「利潤は成功の証拠である必要はないし、また欠損は必ずしも不成功の証拠でもない<sup>33)</sup>。」

Friedmann も、多くの国有化産業が、「営利原則に基づいて組織され、運営されるということは、本質的には、会計責任と経営効率の問題」であり、「利潤は一次目標ではない」。「損益計算書と貸借対照表との関係で赤字になっている事業は、それにもかかわらず、社会にとって必要であり、利益となりうる<sup>34)</sup>」という。公企業の成果評価方法としては、企業形態論 (Unternehmensmorphologie) 的アプローチが参考とならう。この方法によれば成果の評価方法とその尺度は、その目的の多様性に相応してさまざまであって、個々の企業または企業グループの特別の「目的カタログ」に対応した特別の「成果指標」(“Erfolgsindikator”)が必要となる。「成果指標」を作成することは、結局「目的カタログ」の設定の問題に帰着すると言えよう。この方法では、公益をすべて数量的に把握したり、原因と効果の関係を明示的に表現する「野心的」な試みは破棄される。Indikator は、それ自身としては十分な方法ではないが、それにもかかわらず重要な補助手段というべき

であろう。ただし、指標としての有効性の問題が残るし、また、およそ「成果評価」とは価値判断から自由でありえない点にも留意する必要がある。いずれにせよ、現在のところでは公企業の成果評価方法として、絶対的なものはないのではない。

公企業の法形態としての会社形態に対しては、さらにつぎのような反対意見がある。すなわち、本来、公共目的と私的利益とは相反するものである。この意味において、政策的目的をもった私法形態の公企業はそれ自身矛盾である。それ故、公共目的の遂行には公法形態の公企業によらなくてはならないと主張されるわけである<sup>35)</sup>。しかし一方では、弾力的な経営のた

31) C. Smekal, Eine staatswirtschaftliche Analyse..., a. a. O., S. 122

32) 筆者が、「成果計算」(“Erfolgsrechnung”)または「成果計測」(“Erfolgsmessung”)という通常用いられることではなく、「成果評価」(“Erfolgswürdigung”)という用語を用いるのは、公企業の「成果」はしばしば計測不可能なためである。

(T. Thiemeyer)

33) G. Weisser, Einführung..., a. a. O., S. 38

34) W. Friedmann, 寺戸訳, op. cit., p. 151

また、「通常、各政府企業は、それぞれ類似の民間営利企業と比較されており、したがって、個々の営利上の収益性との関係で評価されている。」…「しかし、収益性が私企業のそれに相当する言葉で定義されれば、必ずや、社会福祉機能の一表現である公企業の基本目的は裏切られ、ゆがめられることとなる。」

(ibid., pp. 110, 111)

ドイツでも、会計検査院 (Rechnungshöfe) は、「財政原則法」(Haushaltsgrundsatzgesetz: HGrG) 44 条にもとづいて、私法形態の企業へ直接・間接に参加する地域団体 (Gebietskörperschaften) の活動を、参加の根拠がまだ存在しているか、また、その目的を他の方法によって達成できるかどうかに関して、すなわち企業の Instrumentalfunktion を検査するが、その場合には、もっぱら営利原則に「したがって」(“nach”)ではなく、この原則を「顧慮して」(“unter Beachtung”)検査するべきであると定められる。(BHO 92 条)

35) Oettle は、公企業の法形態として会社形態は望ましくないと考える。私法形態をとった公企業においては、時間が経過するうちに所有者団体との結びつきを切りくずし、私企業の経営者と同じような態度をとるようになる (“Konvergenz”) 危険が存在するからである。Oettle によれば、公共的課題は利益獲得の努力よりも優先されなくてはならない。法形態をめぐる議論においては、結局企業の目的に対する評価が根底にある。(K. Oettle, Die ökonomische Bedeutung der Rechtsform

めに、最近公法組織から私法形態をもつ公企業が増えている事実もある。公企業の法形態をめぐる問題は、さらに掘り下げた検討を必要としよう<sup>36)</sup>。

Smekal は、公企業の合理的な企業運営のためには、自律的な資本調達認められなくてはならないとする（資本調達の自律性）。

公企業においては自己資本調達はしばしば困難である。所有者たる国家による出資金融はその時々々の財政状況に依存するし、「政治的」判断によっても左右されることもあるからである。また、私人による資本調達は、「私有化の危険」のゆえに反対される。その場合、公企業の資金調達は自己金融と他人金融によらざるをえなくなるが、自己金融は多くの場合利潤放棄によって困難である。また、他人金融にしても、公企業は信用市場において政策的に「差別」されている。Smekal は、この解決方法として、優先的出資引受権を出資者である国家に認め、新株はまず国家に優先的に引き受けさせ、引き受けのない場合には他の引受人を求めることによって、自主的な資本調達を行うべきであるとする。また、その際、「財産保全条項」(“Eigentumsversicherungsklausel”)の導入によって、資本の51%以上は国家が所有するものとし、国家による影響力の行使を確保する必要があるとしている。

この「部分的私有化」(“Teilprivatisierung”)は、混合企業 (gemischtwirtschaftliche Unternehmen) への移行を意味する。混合企業は、はじめ公共的目的と私経済的イニシアティブとの最適な均衡、補完が期待され、またいくつかの成功例もあるが、現実には問題点も多く指摘される。混合企業においては、私人は利潤を期待するのに対し、法人は利潤の獲得よりも政策的

目的の遂行を優先するため、両者の利益が対立している (ルフト・ハンザ・Lufthansa, ライン・ヴェストファーレン電力会社・RWE, ハンブルク電力会社・Hamburgische Elektrizitätswerke AG)。そのため、さまざまな優先株 (Vorzugsaktie)、とくに多数票権 (Mehrstimmrecht) および無投票権 (stimmrechtslos) の優先株によって、公共官庁による影響力の確保と私人に対する配当優遇措置を行うなどの運営上の技術が必要となる。しかし、私的資本の参加は、公企業の政策手段としての機能 (Instrumentalfunktion) を制約することになるから、ドイツではこの法形態の「効率」に関して疑問も少なくない。

企業形態論的立場からは、公企業の資本調達に関する普遍妥当な原則というものはない。公企業の公共的課題の多様性に対応して資金調達の原則や技術もさまざまであって、「目的」または「意義」に適合した資本調達は、個々の具体的な場合について、資金需要の性格と資本調達の可能性を考慮して、決められるべきであるとされる。

## む す び

「公益」とは実に多種多様の概念であって、

---

öffentlicher Betriebe, in Grundfragen öffentlicher Betriebe I, 1976, S. 159)

Ritschl も、会社法による形態は、公企業の法形態として根本的に不適當であり、資本市場への接近を容易にすることは、私有化への危険をもたらすと指摘する。

(H. Ritschl, Marktwirtschaft und Gemeinwirtschaft, 1975, S. 35)

36) この点に関し参考にすべきは、西ドイツの“freigemeinwirtschaftliche Unternehmen”(自由意志で公共の利益に奉仕する企業)の経営原則である。Hesselbachによれば、freigemeinwirtschaftliche Unternehmenは、多くの公企業と同様に株式会社形態を有していてもなお公共企業 (gemeinwirtschaftliche Unternehmen) であることには変りがない。(W. Hesselbach, Die gemeinwirtschaftlichen Unternehmen, 1972, S. 20)

教養、倫理、芸術から政治、社会また経済にいたるまですべての生活領域を包括している。そして、公企業の目的も決して単一ではなく、さまざまな内容を有している。この「公共性」の多様性を認めるならば、公企業の考察にはモデル分析よりも、むしろ企業の具体的な「意義」に応じた分析方法が必要となる。この際、ドイツにおける公共企業の企業形態論的方法が、一つのメソッドとして、参考になるだろう。

### 参考文献

- Heinz Bölsenkötter, Beeinflussung der Investitionspolitik öffentlicher Unternehmen, in Zeitschrift für öffentliche und gemeinwirtschaftliche Unternehmen, Bd 1, Heft 2, 1978
- Wolfgang Friedmann, The State and the Rule of Law in a Mixed Economy, 1971
- Karl Hax, Die öffentliche Unternehmung in der Marktwirtschaft, in Finanzarchiv, NF., Bd. 27, 1968
- Walther Hesselbach, Die gemeinwirtschaftlichen Unternehmen, 1972
- Bernd Janson, 8. Kongress der CEEP in Madrid, in Zeitschrift für öffentliche und gemeinwirtschaftliche Unternehmen, Bd. 1, Heft 2, 1978
- Walther Kastner, Rechtsfragen der Verstaatlichung in Österreich, in Juristische Blätter, Heft 1/2, 90. Jg. 1968
- Achim von Loesch, Die gemeinwirtschaftliche Unternehmung, 1977
- Franz Nekula, Die Gemeinwirtschaft in Österreich, 1973
- Adolf Nussbaumer, Wettbewerb und öffentliche Unternehmungen, 1963
- Karl Oettle, Die ökonomische Bedeutung der Rechtsform öffentlicher Betriebe, in Grundfragen öffentlicher Betriebe I, 1976
- Ernst Pieper, Führungserfahrung in Bundesministerien und in einem Industrieunternehmen des Bundes, in Zeitschrift für öffentliche und gemeinwirtschaftliche Unternehmen, Bd 1, Heft 2, 1978
- Günter Püttner, Das Investitionsverhalten öffentlicher Unternehmen angesichts der staatlichen Konjunkturpolitik, in Zeitschrift für öffentliche und gemeinwirtschaftliche Unternehmen, Bd. 1, Heft 2, 1978
- Hans Ritschl, Marktwirtschaft und Gemeinwirtschaft, 1975
- Christian Smekal, Die verstaatlichte Industrie in der Marktwirtschaft, 1963
- , Eine staatliche Analyse der Verstaatlichung, in Zeitschrift für Nationalökonomie, Bd. XXVII, Heft 1/2, 1967
- Theo Thiemeyer, öffentliches Interesse, in Archiv für öffentliche und freigemeinwirtschaftliche Unternehmen, 1961
- , Grundsätze einer Theorie der Gemeinwirtschaft, 1973
- , Gemeinwirtschaft in Lehre und Forschung, 1974
- , Wirtschaftslehre öffentlicher Betriebe, 1975
- Theo Thiemeyer, Karl Oettle, Thesen über Kriterien der Finanzierung öffentlicher und privater Unternehmen, in Die öffentliche Wirtschaft, Jg. XVIII, Heft 3, 1969
- Alexander Van der Bellen, öffentliche Unternehmen zwischen Markt und Staat, 1977
- Gerhard Weisser, Die Lehre von den gemeinwirtschaftlichen Unternehmen, in Archiv für öffentliche und freigemeinwirtschaftliche Unternehmen, Bd. 1, Heft 1, 1954
- , Einführung in die Lehre von gemeinwirtschaftlichen Unternehmen, 1976
- , Logische Vorfragen von Theorie und Politik der gemeinwirtschaftlichen Unternehmen, in Annalen der Gemeinwirtschaft, Heft 1, 45. Jg., 1976
- Walter Wittmann, Der Beitrag der Finanzwissenschaft zum Verständnis öffentlicher Unternehmen, in Zeitschrift für öffentliche und gemeinwirtschaftliche Unternehmen, Bd. 1, Heft 2, 1978